

はじめに

東洋大学学則第 3 条には、「本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、自ら点検・評価を行う」ことが定められている。その意味では、自己点検・評価を行うことは東洋大学にとっては、まず守られなければならない、学則上に定める最重要な指針であることを認識しなければならない。東洋大学は自ら進んで大学評価を受けるものである。

東洋大学学則に自己点検に関する条文が加えられたのは、1993 年 10 月の改正時期に遡ることになる。それは、1991 年 6 月の「大学設置基準の一部を改正する省令」の公布を受けて、大学における教育・研究をより自由な体制の下で展開することが可能となった代わりに、大学が自らの責任において、教育・研究の質を維持していくための「自己点検・評価」の実施とその公表が制度として求められるようになった事情に対応するものであった。

現在の自己点検・評価委員会の規程は、1998 年 6 月に制定され、第 1 回の自己点検・評価委員会は 1999 年 3 月に開催された記録が残っている。

今回は学校教育法の定めに基づく認証評価機関により、東洋大学のすべての領域にかかわる大学としてのパフォーマンスを第三者に託して義務として評価をしてもらう機会を得たことになる。東洋大学は創設以来 120 年に及ぶ歴史を持つ大学であるが、創設者の建学の精神を継承しながらも、それぞれの時代の社会的要請を受けて、規模も内容も大きく発展して来ている。学部の増設、多キャンパス化の進行に伴う学生数、教職員数の増大を実現しているのであるが、このような量的拡大がもたらしてきた質的变化に対しても十分な思慮を働かせていくことが必要となっている。

また、社会の大学教育への期待は、平成 18 年 3 月の新規の高等学校卒業生の大学への進学希望は 57.4 パーセント、短大への進学希望は 7.4 パーセントとなり合わせると 64.8 パーセントの高い割合で進学を希望する状況となって現れている。このような状況は、18 歳人口の大学・短期大学への進学率が 53.6 パーセントという数字として反映され、同年齢の半分以上が大学あるいは短期大学に進学する時代となっている。すなわち大学教育はきわめて大衆化されてきていると同時に、さらに留学生を迎えて国際化している。

東洋大学の経験してきている前述の質的变化は、大学への社会からの期待の量的変化に起因するものでもあるが、国際的な役割の増大等その新たな要請への対応においても、さらに変化していかなければならない宿命を持つものといえる。このような、継続する変化への期待に備えるべく、東洋大学では組織的取組みとして、「教育研究に関する評価・改善・企画委員会」の設置、「全学プレゼンテーション大会」の定着化、さらに法人組織を含む組織として「大学評価統括本部」を設置する等体制を整えている。今回の本学に対する認証評価の結果については、真摯に受け止め、不断の自己点検・評価活動と自らの改革に備えていくべきことと考えている。

東洋大学 学長

松尾友矩